

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年11月14日	エムケイ観光バス株式会社(法人番号3130001013992) 代表者金本達也	京都府京都市南区上鳥羽北花名町1番地の1	本社営業所	京都府京都市南区上鳥羽北花名町1番地の1	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法(以下「法」)第20条	令和4年7月5日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。営業区域外旅客運送(法第20条)	6	6
令和4年11月17日	日本観光株式会社(法人番号1120101038851) 代表者島原隆夫	大阪府貝塚市二色中町6番6号	本社営業所	大阪府貝塚市二色中町6番6号	警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和4年10月7日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務員の体調悪化時等における措置義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第7項)、(2)運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)(運輸規則第48条の3)	1	1
令和4年11月24日	株式会社家康コーポレーション(法人番号9010401098491) 代表者海江田司	福岡県大野城市仲畑一丁目7番14号	大阪営業所	大阪府堺市美原区平尾3303番1号	警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和4年10月11日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(運輸規則第24条第5項)	5	4
令和4年11月24日	PHA株式会社(法人番号3140002050381) 代表者小國栄作	兵庫県姫路市青山西1丁目9番10号	本社	兵庫県姫路市西今宿二丁目1-10	警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和4年9月13日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	10	5